

# 特定非営利活動法人 向島学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人向島学会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区東向島三丁目3番3号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、墨田区向島地域をはじめとした、いわゆる下町（したまち）における地域資源の価値を見直し、これらの活用と地域の活性化を図るための場と機会を創出する諸事業を実施することによって、安全で潤いと活気のある文化的な環境をつくり育て、もって下町の魅力を増進する取組みの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条の別表に掲げる項目のうち、次の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域資源の情報収集及び提供事業
- (2) 地域活性化活動の支援事業
- (3) 住まい・まちづくりに関する調査研究事業
- (4) アートとまちに関する講座及びイベント事業
- (5) 他の市民団体との交流事業
- (6) その他この法人の目的達成のため必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

3 理事長は、前項の入会申込書の提出があった場合は、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

4 理事長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 賛助会員である団体が解散し、または破産したとき。
- (4) 会員が会費を1年以上継続して滞納し、支払いの意志がないとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員で本法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、または本法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 2項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に予め通知するとともに、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種類および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上25人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上5人以内を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事は、理事会において正会員のうちから選任する。
- 2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
  - 3 監事は、総会において正会員のうちから選任する。
  - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以上の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
  - 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
  - 6 監事は、理事または本法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第15条 理事は、理事会を構成し、定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、業務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に出席し、理事に意見を述べること。

(任期)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第 13 条第 1 項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 顧問

(顧問)

第 20 条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、役員の外に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、この法人の事業について、理事会の諮問に応じ理事会に提案又は助言を行うことができる。

3 第 16 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 その法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は本法人の運営に関する次の事項を議決する

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業報告および収支決算

(4) 役員の職務および報酬

(5) 監事の選任および役員解任

(6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) 解散した場合の残余財産の帰属先

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 25 条 総会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、出席した理事のうちから理事長が指名する。ただし第24条第2項第3号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ議決することはできない。

(議決)

第28条 総会の議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 各正会員の表決権は平等なものとする。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者および表決委任者は、その数を付記すること)

(4) 審議事項および議決事項

(5) 議事の経過の概要およびその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに招集通知を発信して行なわなければならない。た

だし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得てこの期間を短縮することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会の議事はこの定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

3 各正会員の表決権は平等なものとする。

4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

## 第 7 章 資産、会計および事業計画

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(経費の支弁)

第 41 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 43 条 本法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定および使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

(剰余金の処分)

第 48 条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が、この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非常利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属先)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 55 条 事務局長は、理事が兼務し、職員は理事長が任免する。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

## 第 10 章 雑則

(公告)

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報により行う。

(雑則)

第 58 条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。